

弁護士が教科書を執筆

「自分自身の確立」を原点に据え家庭科教育を体系化

横山哲夫 会員に聞く



「家庭科」で生徒たちに教えられている消費者教育は法教育の重要なジャンルである。消費者教育に造詣が深く、家庭科教科書の編纂にも取り組んだ横山哲夫会員に話を聞いた。

——弁護士が高校生の教科書を執筆するというのは珍しいですね。

実教出版の「家庭一般21」という教科書がそれなのですが、これは家庭生活を営む前提として「自分自身の確立」が必要だという、それまでなかった着眼を原点に据えて家庭科教育の体系化を試みた意欲的な教科書なんです。10人以上の弁護士が執筆陣に加わり、現場の教師や学者、研究者と協力して完成させました。

——もともと消費者教育にはどのような経緯で関わってきたのですか。

私の父が高校の教師であったこと、私自身、大学は工学部出身で、その後一時情報産業界に身を置いていたことなどもあり、教育とか情報のあり方については持ち前の関心があったのです。しかも弁護士登録した当時は、まさにサラ金問題をめぐる議論が非常に白熱していた時代でした。私も消費者問題特別委員会などの活動を通じて自ずと消費者教育問題にのめりこむようになりました。社会のあり方、社会のシステムに占める教育の影響力は非常に大きいというのが当時の実感であり、今も私がこの問題に向かい合う原点なの

です。80年代に清水洋弁護士らと「君はリッチ」という冊子を編集しましたが、これは消費者向けに消費者問題を初めて体系的に取り上げた副読本として、教育現場でも重宝され、4万部近くの需要があったかと記憶しています。この出版のころから教育現場の先生方との交流もさらに深まっていきましたね。

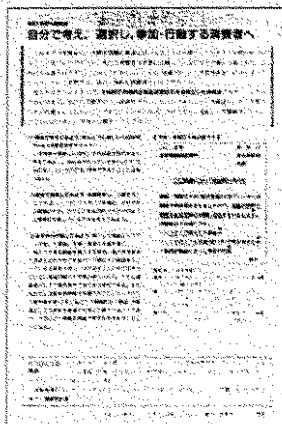
——「家庭一般21」の話に戻りますが、執筆されたのは「消費社会を生きる」という第3章ですね。

ええ。大量生産が大量消費社会をもたらしたという切り口で、こういった社会で消費者はどのようにして主体的、合理的な消費生活を営んでいくべきかを論じました。契約とは何か、悪質商法の実態、ローン、クレジット、果ては多重債務問題、各種の消費者立法から情報公開制度等々、大量消費社会、情報化社会に生きる生徒たちが直面し得る問題について、いろんな角度から言及したつもりです。

——「苦情・要望の手紙の書き方」など、書式例まで出ていて非常に参考になりますね。

とにかく、こういった学習を通じて、若い世代に、この社会で起こるさまざまなエピソードについて、それをいつも当たり前のこととせず、疑問を抱くことの重要性に気付いて欲しい、常に批判的な精神を養ってもらいたいと思っています。この「家庭一般21」は1998年に文部省の検定を通りましたが、実はその過程も検定制度の矛盾を実感するプロセスの連続でした。その結果、この教科書にも不満足な部分は残っていますが、少なくともこの教科書の基本的な発想が現場の先生方からも共感を得たのか、今は家庭科全教科書のうち10%程度のシェアを占めていると聞いています。

(取材：市川 尚)



高等学校家庭科用教科書「家庭一般21」表紙(左)と横山会員が執筆したページ

●●東弁の取り組み●●

講師派遣制度●●

弁護士が講師となって消費者教育を毎年実施

——消費者問題特別委員会

●●広がる消費者被害,実践的な教育を

規制緩和が推進され、消費者の自己責任が強調される昨今、消費者の権利確立のために消費者教育の重要性がますます認識されてきている。また、私たちは日々の弁護士業務の中で、多様化・複雑化する消費者被害事例に直接触れるにつれ、被害予防の観点から実践的な消費者教育の必要性を感じざるを得ない。

このような背景のもと、1989年の高校学習指導要領改訂で「消費者教育」が盛り込まれ1994年度より実施されたことをきっかけとして、同年度より消費者問題特別委員会では、都内の高校へ弁護士が講師として出向いて「消費者教育」を行なうという講師派遣制度を創設し、以後、毎年実施している。

●●講師派遣制度は徐々に定着

この講師派遣制度は、毎年、東京弁護士会名で公立私立を問わず都内のほぼ全高等学校（約400校）宛に案内を出し、希望を受けて弁護士を派遣するという方法を取っている。高校からの希望数はあまり多くなく、毎年10校程度に留まっており、最近の実績は、2000年度は8校、2001年度は11校、2002年度は8校（11月現在）である。希望数が少ない理由としては、高校のカリキュラム編成に時間的な余裕が無いことや弁護士個人の人的な繋がりによる勧誘を行っていない点などが挙げられる。しかし、連続して希望する高校もあり、また附属の中学校からの希望が来るなど徐々に定着しつつある。

●●シナリオを準備,法的問題点を解説

ところで、生徒たちに消費者問題への興味を維持させて1～2時間の講義を行なうということは至難の業である。そこで当委員会では、講師派遣制度発足当初から、手軽に生徒の関心を引き、生徒たちに自発的に参加してもらえる手段として消費者被害のシナリオを利用しており、1つの特色となっている。

これは、当委員会でマルチ商法やキャッチセールス等の悪質商法、カードをめぐるトラブル等についてシナリオを準備し、事前に学校に送って生徒たちに練習をしておいてもらい、講義当日は、生徒たちに演じてもらったうえで、講師の弁護士がそのシナリオの中にどのような法的問題があり、どうやって対処すべきかを解説するというものである。参加型の授業にもなっており、概ね好評であり、さらにシナリオを充実させたいと考えている。

●●講師はほとんどボランティア

現在、派遣される弁護士の費用は当委員会の予算から捻出しているが、金額は少なく、ほとんどボランティアの状況である。現在はそのような状況だが、是非多くの会員に参加してもらい、経験を積みノウハウを蓄積して、消費者被害の予防に繋がり主体的な消費者を育てる「消費者教育」を弁護士会から発信し続けたいと考えている。

（消費者問題特別委員会委員 平澤 慎一）

裁判傍聴・模擬裁判

冊子「裁判傍聴ってな～に？」は隠れたベストセラー
— 広報委員会



東弁では広報委員会が中心となって、学生・生徒を対象とした活動をしている。弁護士会館・裁判所見学から派生したこの活動は、広報委員会の「見学部会」が担当してきたが、実態に合わせ2002年度から「法教育部会」と名称を変更した。そこでは、裁判傍聴と模擬裁判を実施している。

●●学生、市民を対象に裁判傍聴

通年行なわれている裁判傍聴は、中・高校生、大学生、市民を対象として、10人程度のグループになれば受け付ける。広報委員会が説明引率役の弁護士を手配し、東京地裁における刑事裁判法廷を傍聴する。まず30分程度、弁護士会館会議室で引率の弁護士から裁判手続や進行についての説明を聞いた後、裁判所の公判を傍聴する。その後再び弁護士会に戻り、質疑応答を

行なう形で実施している。

最近は裁判への興味も高くなり、申し込みは多い。裁判傍聴の際、参加者に資料として配布する広報委員会作成の冊子「裁判傍聴ってな～に？」は、隠れたベストセラーとなっており、他会や学校等から配布希望がきている。

◇春・夏・冬休み裁判傍聴会

1992年から、中・高校生を対象に特別に実施している。各回2～3日、各日40人を新聞等で広報して募集する。毎回申し込みが多く、抽選となる。

◇東京三弁護士会裁判傍聴会

日弁連司法改革推進本部の要請により、憲法記念行事の1つとして実施している。

●●模擬裁判「学校へ行こう」

希望した学校で、広報委員会が作成したシナリオによる刑事模擬裁判劇を、生徒や教師が演じる。弁護士は事前指導と上演当日、その学校に行く（専修大学附属高校・専修大学松戸高校の例をP.4-6に掲載）。希望校も多く、弁護士会側も広報委員だけでは人手が足りず、一般会員から協力会員を募り対応している。シナリオも社会の動きに合わせて、新しく書き換えるなどの努力をしている。



冊子「裁判傍聴ってな～に？」より

■裁判傍聴・模擬裁判の問い合わせ先：
広報課 (TEL.03-3581-2251)

■東弁の裁判傍聴・模擬裁判の実施件数及び参加人数

*三会傍聴会は三会合計人数

		1999年度	2000年度	2001年度	2002年度10月まで
裁判傍聴	通常	46団体 1109人	37団体 992人	24団体 744人	16団体 397人
	春休み	2日間 90人	2日間 90人	2日間 71人	—
	夏休み	3日間 132人	3日間 120人	3日間 135人	3日間 135人
	冬休み	1日間 45人	2日間 45人	2日間 80人	—
	三会傍聴会	3日間 87人	3日間 145人	3日間 124人	3日間 195人
	計	1463人	1392人	1154人	727人
模擬裁判		高校5 中学2	高校5 中学3	高校4 中学2	高校3 中学0

裁判所の取り組み

裁判手続や裁判所の役割等を広く広報

現在、東京地裁では、一般の市民・学生を対象にした裁判傍聴や、裁判説明会等を実施し、広く裁判手続や裁判所の役割等について広報している。裁判所の広報活動は2000年ころから活発化したとのことで、東京地裁総務課広報係の資料によれば、現在、次のような活動を行なっている。

学生向けの企画

◇民事裁判官講師派遣

対象：中学校、高等学校

開催日：希望に応じて随時

依頼のあった学校に裁判官が出向いて講演を行なう。

◇民事裁判ジュニア・ツアー

対象：班からクラス単位までの小・中・高校生

開催日：5人くらいのグループから随時受付

裁判官のガイドで民事裁判を傍聴後、空き法廷等を利用して、裁判官から裁判手続だけでなく、職場としての裁判所についての説明がある。

◇刑事裁判傍聴・説明会

対象：原則として中学生、高校生向け

開催日：随時

刑事裁判傍聴後、空き法廷において、裁判官から刑事裁判についての説明会がある。

◇小学生による裁判所見学

対象：小学生

開催日：火、水、木の11時と14時

空き法廷において広報係から説明があった後、あらかじめ用意されたシナリオに沿って実際に模擬裁判をしてもらい、判決について小学生自身に結論を出してもらう。

一般向けの企画

◇民事裁判説明会

年数回、民事部が交替で担当し、毎回異なるテーマを取り上げ、模擬裁判等の演出を行なうことによって、民事裁判手続を説明する。

民事裁判説明会は、現在年2回程度実施しており、これについては、新聞等で広く参加者を募っている（なお、その他の行事は主に裁判所のホームページでのみ紹介しているとのことである）。場所は裁判所の債権者集会場を使用し、毎回200人程度の市民が参加する。模擬裁判は現職の裁判官や書記官が担当して行なう。

◇民事裁判ガイド・ツアー

1人から参加可能で、毎月10日（10日が土日祝日に当たる場合は実施しない）に、民事事件の裁判傍聴と、裁判官の説明をセットしたツアーを実施する。

裁判所にアクセスしやすい環境を

なお、民事裁判関係の行事については、裁判所内に裁判官により構成される「アクセス委員会」というものが存在し、そこが主体となって各種イベントの運営、実施にあたっているとのことである。

身近な司法を実現する前提として、国家のリーガルサービス機関とも言うべき裁判所に対して、国民一人ひとりが容易にアクセスできる環境を整備することはなにより重要である。そのためには小、中学校の義務教育の段階から裁判所見学や裁判傍聴等を実施することにより、裁判所に対して抱きがちな心理的な“敷居の高さ”といったものを除去する必要がある。裁判所の広報活動についても、今後よりいっそう充実したものとなるよう期待したい。

（会員 吉澤 敏行）

東京地方裁判所 TEL.03-3581-5411(代)
裁判所のホームページ <http://www.courts.go.jp/>

法曹実務家としての弁護士の役割

実効的な取り組みが難しい教育システム, 改善に向け活動を

社会科と家庭科が担う法教育

現代の学校教育において、広い意味の法教育は、社会科教育と家庭科教育によって担われている。

まず、社会科。例えば、高校の学習指導要領では、「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有意な形成者として必要な公民としての資質を養う」ことが公民科の目標とされている。こういった目標のもとに、民主政治の基本思想や憲法の基本原則、司法制度を含めた統治機構の基本、現代日本の政治や経済の諸課題などが体系的に学習されるのである。

しかし、社会科学習も、受験を前提とした知識偏重的な詰めこみ学習におちいかねない現実があり、ともすれば、そこでは、人間としての在り方生き方についての自覚を育てるといった本来の目標が置いてきぼりにされかねない実情も無視できない。

他方、家庭科学習の目標は、「人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」こととされる。ここでは、生活に必要な知識と技術といった観点から、法的知識がとらえられているため、いわゆる消費者教育とオーバーラップする着眼が存する。実際、「消費生活と環境」などの項目で、「家庭の経済生活、社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ消費者として主体的に判断できるようにする」ことなどが学習テーマとなる。

しかし、社会科と違ってセンター試験などの受験科目でない家庭科は、いまだに良妻賢母の育成教科といった偏狭な見方をされるにとどまっている側面もあり、中でも前述のような法教育関連項目は、生徒たちにとっても現場の教師にとっても重点的な学習項目としては位置付けにくいらいがある。

このように、学習指導要領上、法教育の重要性が着目

され、その実践的な意義が強調される理念はあっても、なかなか教育現場で実効的な形での取り組みが万全にされにくい現状が否定できないようである。

「総合的な学習の時間」に期待

法教育は、極論すれば生きている現代社会そのものを教えることでもあり、法的な素養は、教科書と黒板だけを用いた学習方法のみによってではなく、広く実習活動、体験学習を通じて実地に身につけていくことが望ましい。

教育現場に2003年度から導入される「総合的な学習の時間」、いわゆる総合学習では、「各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行なうもの」とされるが、法教育こそ、まさにこういった学習活動にうってつけの分野といえよう。

新学習指導要領では、総合学習の活動の例示として「国際理解、情報、環境、福祉・健康」等々をあげるとどまっているが、まさに学校現場では、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動が求められるのであって、法教育こそまさに「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」の中心とさえいえよう。

今後、学校現場でさまざまな総合学習の取り組みが行われていくことが期待されるが、こういった学習・教育に私たち弁護士、弁護士会が果たせる役割も決して小さくない。

私たち弁護士は、市民のための司法を標榜する市民に身近な法曹実務家として、これからも実社会における法教育の動向に決して無関心であってはならないだろう。

(会員 市川尚)

参考資料 / 「自由と正義」2001年2月号特集
「月刊司法改革」2000年12月号特集